

小田原市市民活動推進委員会
第3期委員会報告書

小田原市市民活動推進委員会

2009年6月

はじめに

小田原市市民活動推進委員会は、2003（平成15）年7月1日に施行された「小田原市市民活動推進条例」の第13条にもとづき、同日付で市長の附属機関として設置された。同日から2005年6月30日までが「第1期市民活動推進委員会」、2005年7月1日から2007年6月30日までが「第2期市民活動推進委員会」であり、それを引き継ぐ「第3期市民活動推進委員会」が2007年7月1日より設置され、それから2年間にわたり、小田原市における市民活動の推進、発展に関する調査・審議を重ねてきた。また、第1期委員会における提言にもとづいて「小田原市市民活動応援補助金」が創設され、第3期委員会においても、この補助金に係わる審査を併せて行ってきたところである。

第1期委員会の発足から6年が経過し、この間の全国的状況を概観すると、市民活動の発展には著しいものがあるといえる。特定非営利活動促進法（NPO法人）に基づく認証法人数は、内閣府の調査によれば2009年3月31日現在で3万7196となり、その他の任意団体を含めれば、極めて多数の団体が市民の立場で公益的な活動を行っている。もとより、数値だけの問題ではなく、その活動内容が高く評価されることも多く、行政と協働関係を構築しながら、各地域において住民サービスの一翼を担っている事例も少なくない。

このような状況を認識した上で、第3期委員会においては、小田原市における市民活動の現状に一定の評価をしつつ、委員会での議論の結果、以下の2点を中心に検討を行うこととなった。

第1のテーマが「市民活動に対する理解の向上」を図るための方策である。小田原市においても市民活動が年々活発化してきている反面、市民による認知度が存外低く、活動が十分浸透していない現状を踏まえてのものである。

第2のテーマが「地域団体と市民活動団体との連携」を推進するための方策である。小田原市においては伝統的に自治会などの“地域割り”の団体への加入率は高いが、類似の活動をしている場合であっても、“テーマ別”の市民活動団体との連携は、ほとんど意識されてこなかった。こうした現状認識にもとづき、連携のための方策を模索した。

本委員会での検討テーマは、小田原市の市民活動をめぐる諸課題の一部であるが、市民活動の領域が市の全政策領域に拡大しつつある現状を踏まえると、両テーマについては、市全体の政策課題として検討していただきたいと考える次第である。

小田原市市民活動推進委員会

目 次

はじめに

1. 市民活動を取り巻く動向と小田原市の状況	3
(1) 市民活動を取り巻く状況	
(2) 小田原市の現状と課題	
2. 市民活動の現場から	6
(1) 多様な現場からの問題提起	
(2) 市民活動に対する理解の向上	
(3) 地域団体と市民活動団体との連携	
3. 施策等の提案	17
(1) 市民活動に対する理解の向上	
(2) 地域団体と市民活動団体の連携	
おわりに	21
当初の執筆分担	22
資料編	23
審議の経過	25
小田原市市民活動推進委員会	26

1 市民活動を取り巻く動向と小田原市の状況

(1) 市民活動を取り巻く状況

(a) 地方分権の進展

小田原市内においては、地域での福祉活動や社会教育の推進、環境の保全など、多くの市民活動が行われ、市民活動団体も設立されている。1947（昭和22）年に施行された日本国憲法においては「地方自治」の章が設けられ、憲法と同日に「地方自治法」が施行されたにもかかわらず、日本は長らく集権的な国家であるといわれ続けてきた。

度重なる地方分権への改革を経て、1995（平成7）年に設置された地方分権推進委員会において本格的な分権改革が議論された。その結果、2000年には「地方分権一括法」が制定された。この間の議論において、機関委任事務の廃止、再編、団体委任事務の自治事務化、国と地方の紛争処理の制度化、規模に応じた市への権限委譲などが実施された。現在、さらなる改革に向けて地方分権改革推進委員会が「第二次分権改革」を議論している。

こうした一連の分権改革においては、国より都道府県へ、都道府県より市町村へと、住民サービスの決定権限を極力住民に近い基礎自治体へ移行していくことが検討され、段階的に実現されてきた。「地域のことは地域で決定し実行する」という流れである。

こうした流れにおいて見逃すことができないことは、地域で公共サービスの供給システムを考えた場合、その供給主体が多様化していることである。それらの主体の中で、行政でも企業でもない“第三の”セクターとして、「非営利セクター」、「市民セクター」が注目されるようになってきた。市民および市民活動団体が公共サービスの供給を担うことが常識化してきたのである。こうした流れについて、「市民分権」であると指摘することもある。

(b) 公共的領域の再検討

市民活動が公共サービスの一翼を担うという流れとともに、いわば「公共的領域」が再検討される流れも出てきている。伝統的には、「公共サービス＝行政による供給」と考えられがちであった。供給主体の側からすると、行政が供給しているサービスが公共サービスということになる。しかし、このような考え方が現状にそぐわないことは自明のことであろう。同種のサービスを行政と民間が競合して供給することも一般的となり、今や主体側からサービスの特徴づけることは困難な状況にある。

一例として、DVシェルターの運営を考えてみよう。DVによる被害者は増加しており、その対策には“公共性”があると考えられるが、実際その運営は、多数の市民活動団体が担っているのである。行政側からすれば、その“公共性”を認知しているからこそ、そうした団体に対して助成金の交付や委託などを行っている。

社会的な需要が複雑多様化している現在において、公共性を有するサービスをすべて行政が担うことは現実的ではない。それぞれの基礎自治体が「公共的領域」をサービスの内容と供給主体の両面から見直し、地域に応じた供給システムを構築することが重要である。その際には、市民活動がたいへん大きな役割を果たすことになる。

(c) 市民活動を推進する制度の展開

市民活動を推進するための制度設計は近年充実が著しい。国レベルとしては、1998（平成10）年に制定された「特定非営利活動促進法」（NPO法）が大きな転換期となった。この法律は、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」（第1条）を目的としており、従来法人格を取得することが困難であった市民活動団体が比較的簡易に法人化可能な制度を構築したものである。内閣府の調査によれば、この法律にもとづく特定非営利活動法人は2009年3月31日現在で3万7196に達している。ボランティア団体としての性格を有する団体だけでなく、サービスの受け手から会費、料金などを徴収する「市民事業」が飛躍的に拡大する原動力となった。

市町村という基礎自治体においても、近年、制度的な整備が急速に進捗している。市民活動を推進する条例の制定、活動に対する助成金制度の構築、市民活動団体に対するサービスの委託、指定管理者導入に際しての市民活動団体への決定、市民活動をサポートするための場の整備（サポートセンターなど）、広報面での協力などがそれである。

しかしながら、こうした制度面での整備に比して、団体が活動している自治体のレベルでは、課題も少なくない。そこで以下、小田原市を取り巻く市民活動の現状と課題を概観しておくことにする。

(2) 小田原市の現状と課題

(a) 市民活動団体の拡大と地域団体

小田原市内においては、地域での福祉活動や社会教育の推進、環境の保全など、多くの市民活動が行われ、市民活動団体も設立されている。

「おだわら市民活動サポートセンター」に登録している団体は370団体（2009年3月末現在）である。これらを特定非営利活動促進法（NPO法）にもとづいた分野別にみると「社会教育の推進」、「保健・医療・福祉の増進」の占める割合が高い。活動範囲は小田原市の「市域内」が最も多く、活動場所として、市内公共施設や市民活動サポートセンターが利用されている。また、NPO法人の認定を受けた団体は51団体（2009年5月末現在）であるが、登録団体数およびNPO法人数はここ数年伸び悩んでいる状況である。

なお、サポートセンター登録団体以外にも、市内では多くの市民活動団体が公益的活動を活発に行っている。市としてもこうした活動に対して常に情報収集を行い、また協働の仕組みづくりを積極的に構築していく必要がある。

また、小田原市においては、市全体としてみると伝統的な自治会等の地域団体への加入率が高く、その活動も活発である。しかし、活動に携わっている人たちの高齢化、日常の活動が一部の人たちに集中しているなどの問題点が指摘される。そして、市民活動団体との連携が十分ではないという課題がある。連携が十分に行われることによって、広い意味での市民の諸活動がより活性化されるものと期待される。

そこで、本報告書において検討するテーマの一つが「地域団体と市民活動団体との連携」である。

(b) 市民の市民活動に対する認知と理解の向上

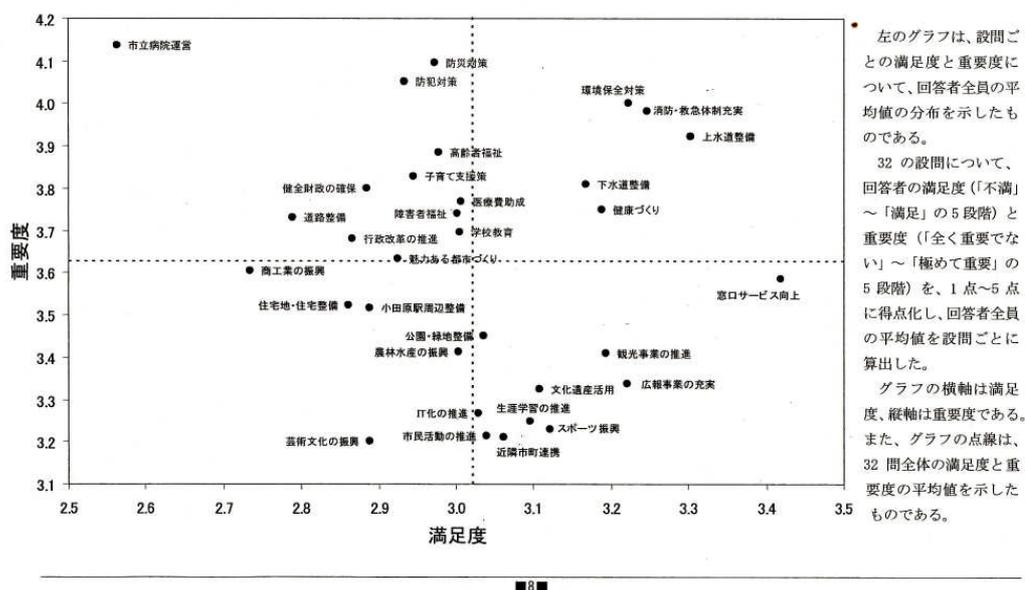
市民活動団体は、それぞれ公益的な目的を掲げて活動に取り組んでおり、活動団体の数は年々増加している。市民によるこれらの活動は、「市民活動」、「ボランティア活動」、「NPO活動」などと呼ばれ、活動形態も多種多様である。また、いずれの活動も、個人の自発的意思により、個人的な関心、問題意識から出発しながらも、何らかの公益性を伴い、非営利で、一定の継続性を持っている。しかし、それぞれの団体が掲げる社会的な目的が広く一般市民に理解、支持されているとはいえない状況にある。

ここで、2007年度に実施された「小田原市市民満足度・重要度調査報告書」を参照して説明する。この調査は、市の施策を生活基盤整備や子育て環境整備、学校教育の充実など32項目にまとめ、それに対する現在の市民の満足度および今後の市の取り組みの重要度を調査し、今後の市の資源配分や施策の見直しに役立てるために実施している。2007年度に実施された調査は、第6回目である。調査対象は、市内在住の18歳以上の男女3000人で、回収率は60.6%であった。

次頁の図は、調査対象となる32の分野についての「満足度」と「重要度」の全体比較である。「市民活動の推進」については、「重要度」の位置づけが低いことが明らかになっている。「芸術文化の振興」、「近隣市町連携」と並んで下位の3分野を形成してしまっている。また、「満足度」も全体のほぼ中位である。おそらく、様々な形で協働を推進している行政、日常的に市民活動に関わっている市民の認識とは大きく隔たっているといえよう。現に市民活動が公共的なサービスの一部を担っていることを考えると、この結果は残念という他ない。(詳細については、小田原市『第6回(平成19年度)小田原市市民満足度・重要度調査報告書』2008年5月を参照。)

2.1 全体比較

【第6回調査結果】



（出典：小田原市『第6回(平成19年度)小田原市市民満足度・重要度調査報告書』
2008年5月、8頁）

そこで、市民活動を行う上で重要なことは、市民が必要とする活動を広く市民の理解のもとで進めていくことである。そのために、活動を広く市民にPRし、浸透させる必要がある。社会ニーズが多様化・個別化していく中であって、今後は、市民、行政、企業の活動が、それぞれの特性を生かし、相互に協働、競合しながら多種多様なサービスを提供することによって、より豊かな市民生活が実現されることが期待される。

こうした現状を踏まえ、本報告書において検討するもう一つのテーマが「市民活動に対する理解の向上」である。以下、便宜的にこちらのテーマを先に取り上げ、市民活動の現場から実際の課題を抽出することにした。

2 市民活動の現場から

(1) 多様な現場からの問題提起

上述のように、本委員会では、「市民活動に対する理解の向上」および「地域団体と市民活動団体との連携」を主たるテーマとして議論を重ねてきた。ここでは両テーマについて、各委員がそれぞれの活動の関わりの中で実感していることを素材として、現状と課題を検討している。

「市民活動に対する理解の向上」については、その活動および活動団体の現状、それらの認知度が低い要因、認知度向上のための方策を中心に論じている。また、「地域団体と市民活動団体との連携」については、様々な活動領域の現状から、連携の状況、連携を進める上での問題点、よりよい連携に向けての提案を中心に考察が行われている。いずれも、具体的な活動の現状から貴重な問題提起がなされている。

（２）市民活動に対する理解の向上

（a）市民の立場から（１）

①市民活動団体の現状

小田原市内の市民活動団体は、おだわら市民活動サポートセンターの登録団体の集計によれば、2009年3月1日現在370団体であり、その会員はおよそ5万1000人である。

団体の活動分野は、まちづくりの推進を目的とするものから、学術・文化、芸術、スポーツの振興を目的とするものなど幅広い。組織面からすると、数人で活動を行っているサークル的な任意団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、民法にもとづく公益法人など多様であり、会員数約3600人の公益法人も存在している。

②市民活動の必要性

市民生活に関する様々なサービスは行政が中心になって供給していくとはいえ、すべてにわたって行政が対応するには限界がある。市民も自ら「安全で安心な暮らし」について常に関心を払い、考えていくことが必要である。たとえば、「快適で住みやすい環境を実現するにはどうしたらよいか」、「環境の改善について自ら取り組める部分はないか」など、市民それぞれが、可能なときに可能な範囲で行動に移していくことが重要である。小さな行動であっても、それが市民の暮らしにプラスとして働き、生きがいや地域の活性化にも繋がることとなる。

③市民活動の認知度が低い要因

市民活動が重要でありながらその認知度が低いことには、以下のような理由が考えられる。

- 1)活動団体側に、日常の活動には熱心であっても、自治会など地域団体の行事に関心を持ち、そして協力するといった点での積極性に欠けていたという側面がある。
- 2)地域団体側にも、どのような団体がどこでどのような活動をしているのかについて、それほど関心を払ってこなかったことも事実であろう。地域の行事などに理解を求めたり、参加を要請するといったことについて、これまで積極的に取り組んでこなかったとも考えられる。
- 3)行政においても、市民活動の重要性について認識してはいても、地域団体と市民活動団体との連携協力等について積極的に取り組んでこなかったともいえる。

④市民活動の認知度を向上させるための方策

このような現状において、市民活動の認知度を向上させるためには、以下のような方策が考えられる。

1)市民活動団体においては、市民に広く団体の活動内容を知ってもらうための意識改革が求められ、そのためには積極的なPRを行うことが必要である。

2)自治会などの地域団体と市民活動団体との積極的な交流が必要である。その一環として、情報交換をかねての交流会を開催することも一案である。当初は行政がその仕組みづくりをサポートし、徐々に自主的な交流に移行していくことが重要である。

3)市および社会福祉協議会などが、以下のような支援を積極的に行う。

ア 活動や情報交換の拠点となる場所の整備、提供

イ 活動資金の助成

ウ 市民に対し、活動の理解と参加を促すためのPR

エ 他市町村の先進事例などの情報収集と市民への情報提供

(b) 市民の立場から：(2) サポセン祭りに参加して

①市民活動団体の現状

市民活動推進委員となったのを機会に、改めて、友人、知人に聞いてみたところ、意外に「市民活動」がどういったものなのか、知らない人が多いことに気が付いた。

そこで、もっと実際の市民活動団体の実情を知るために、2008年11月9日(日)に開催された「サポセン祭り」に参加してみることにした。

67の活動団体が参加する中、市民活動応援補助金の交付を受けている団体もいくつか参加しており、一生懸命活動している様子が伺えて嬉しく思った。

②市民活動の認知度が低い要因や原因

この「サポセン祭り」に参加すると、「市民活動」が、地域のため、誰かのための活動だということが、よく見えてくる。

しかし、一般には、趣味的同好会的なものと混同、誤解されることも多く、広くその活動の実態が知られていないのではないかと思われる。

実際、この日の「サポセン祭り」も、小雨という天候のせいもあるのだろうが、残念ながら、人があまり居ず盛大とは言えないと感じた。

活動団体は、「サポセン祭り」だけにとどまらず、もっと大いにPRすべきであろう。

③市民活動の認知度を向上させるための解決策

ただ、更に認知度を上げるには、それぞれの団体の努力だけでなく、行政が仲立ちすることも必要ではないかと考える。

具体的には、連合自治会長や企業の方達と、年何回か話し合いの場を設定したり、広く活動に市民が参画できるよう、市の広報紙で順番に団体を紹介したりといった、PR協力を

提案する。

わたし自身も、まず自治会に参加して、その中で出来るだけ市民活動を PR しようと考えている。

(c) 市民の立場から (3)

①市民活動団体の現状

小田原市子ども会連絡協議会、小田原リズム体操協会、放課後児童クラブの指導員などの経験からすると、市内の市民活動団体では、参加する個人が悔いのない人生を送るために、健康づくりと仲間づくりを目的に活動しているといえる。こうした活動の中に楽しみを見だし、個々の市民が生きがいを実感していると考えられる。

②市民活動の必要性

少子・高齢化が急速に進行し、また核家族化にともなう、家族間の意志疎通の不十分さ、近隣との交流の減少などが生じている。こうした現状において、「安心して住みやすい社会」をつくり上げていくためには、近隣との交流の重要性を見直し、それを再構築していくことが重要であると考えられる。そのためには、個々人がそれぞれの趣味、嗜好、体力などに応じて無理のない範囲で市民活動に取り組むことが必要である。

③市民活動の認知度が低い要因

市民活動の必要性が認識される反面、市民にとって、その認知度は高くない。その要因として、活動拠点の不足や活動場所の利便性の不十分さなどにより活動の拡大が容易ではないこと、活動内容の PR が十分ではない点が考えられる。

④市民活動の認知度を向上させるための方策

方策として2点を提起したい。第1に、市民活動に関する情報誌の作成である。これは、“井戸端会談的”に編集を行い、市民の目線で地域における活動情報をわかりやすく発信する。第2に、サポートセンターの活性化である。中長期的には、市民の集まりやすい場所（公共施設、駅近辺、大規模店舗など）に設置し、市民が気軽に足を運べるような雰囲気づくりも併せて行うことが重要である。1箇所にとこだわらず、広い範囲に窓口を設けると良いと思う。

(d) 勤労者の立場から：「知る」から「やってみる」へ

①市民活動の必要性を深く感じること

「机上や身の回りを整理整頓しよう！」企業内でよく言われることであるが、いざ行動に移すとなると優先順位が下がって、結果としてやらないことが多い。必要だと頭で分かることと、自らが行動を起こすことには大きな差があり、そこに乗り越えるべき課題がたくさんある。

このことは、市民活動にも通じている。「市民活動の必要性」は小田原市の10～20年後

を想像すると身近に感じられる。高齢者比率の増加は、必ず行政サービス向上についての期待増となるが、就労人口の減少などを背景とした財政難により、市民の期待に反して、行政サービスが低下する可能性をはらんでいる。このように考えると、今後ますます「自分のことは自分でやる」ことがより当り前に求められるとともに、「相互扶助」としての市民活動が不可欠だと「頭では分かる」までには至るだろう。

②市民活動の認知度が低い要因

小田原市には多種多様な市民活動がある。認知度の低い主な要因は、市民の目に触れる機会が不足しているからである。しかし、上述した必要性を考慮すると、市民活動の必要性を認識させるための啓発や、市民活動と行政との連携をより強めることなどで、市民がその必要性を実感する機会を計画的・意図的に増やす必要がある。

③短期的な対応と長期的な対応

行政としては、連携が必要とされる市民活動分野を特定し、行政によるサービスとの代替・連携を考案するなど、早急に中長期的青写真を描き出す必要がある。たとえば、高齢者支援と子どもの教育に重点化して連携体制をまず立ち上げるなども考えられる。

また、現在の市民活動参加者の母数では到底ニーズに応えることができないことから、市民活動団体は組織の拡大に努める必要がある。小学校時代から一貫した教育現場でのボランティアなどの社会体験付与と必要性の教育、地域活動による地域の子どもと団塊の世代以前をつないでいく働きかけの強化、企業によるボランティア活動奨励などの方策がありうる。こうして、各世代が途切れることなく啓発され、体験・実践する機会を増やしていくことが、市民活動を支える核となる人材を拡大することと、「頭で分かる」と「行動に移す」をつないでいく効果的な方法であろう。

市民活動団体の側からすれば、良質のサービス提供が求められることから、スキルアップに向けた体制づくり、さらには組織運営体制や実務的な指導を受ける機会なども必要となる。

④具体的な提案

具体的には、「市民活動参画の義務化～市民ボランティア制度～」を提案したい。地域通貨や行政サービスバウチャーのような対価を、原則としてボランティア活動への参画によって市民が受取り、相互扶助を肌で実感する制度である。当初は市内のモデル地域で試行することで市民における関心度も上がり、将来全市的に浸透することによって、小田原市が市民活動のモデル自治体になっていく契機になると考えられる。

(e) 事業者としての経験から

①市民活動団体の現状

小田原市内に拠点を有する事業者として市とは関わってきたが、市民活動団体で活動した経験はない。しかし、市民活動推進委員会のメンバーとなり、「市民活動応援補助金」

の公開プレゼンテーションに参加するなどの経験から、各団体の方々が積極的に活動していると実感するようになった。

②市民活動の必要性

少子・高齢化社会が急速に進んでいる状況で、行政だけで解決できることには限界がある。地域を良くし、安心して生活するためには、市民活動および市民活動団体が重要であると考えられる。

③市民活動団体の認知度が低い要因

一般の世帯では、子どもが成長するにつれて親子ともに地域行事等に参加する機会が減少している。そのため、市民活動には限られた人のみに参加することになり、市民活動および市民活動団体を知る機会と参加する意欲が低下すると考えられる。

④市民活動の認知度を向上させるための解決策

毎月2回全戸配付されている「広報小田原」の誌面で市内に登録されている団体を順次継続的に紹介し、市民の関心を高める。紹介にあたっては、活動内容を簡潔にわかりやすく記載する。また、サポートセンターの存在を広くPRし、活動団体相互の連携、行政・関係機関との連携を推進しながら、「市民活動」の輪を広げていくことが重要である。

(3) 地域団体と市民活動団体との連携

(a) 自治会活動での体験をふまえて

①自治会（地域活動団体）と市民活動団体の共通点

自治会も、市民活動団体も、それぞれの地域において自主的に設立された団体である点は共通している。構成員の福祉や生活環境の改善、スポーツ、文化活動等を通して、市民生活の向上や地域の発展を目標として精力的に活動している。

②自治会（地域活動団体）と市民活動団体の相違点

小田原市における自治会の歴史は古く、市内の全域に組織されている。自治会総連合のもとに市内を25地区に分け、さらに255の単位自治会で構成されている。2009年4月1日現在、加入世帯数は63,581人で、加入率は市内全世帯の82%となっている。自治会では、相互連携のもとに上記事業のほか、住民の安心と安全を図るため、防災、防犯対策事業や青少年の健全育成事業、地域の学校、老人会等が行う事業への参加協力などを行っている。さらに、行政が実施する事業に協力や受託という形で関わったり、組織を利用して各種事業の広報活動を行うことで市民に周知したり、市内の主要団体とも情報交換を行っている。このように、地域における諸課題解決のために、幅広く活動している。

一方市民活動団体は、居住地という場所に関わりなく、特定の活動領域に関心を有する人たちを中心に構成されている。その活動には公益性があり、団体の性格として非営利という点が特徴である。団体数は多く、その事業も多くの領域に拡大しつつあるが、規模の

小さい団体が多い。そのため、広報活動などを通じた一般市民への周知については課題を抱えている団体が少なくない。活動の財源としては、自己資金、会費収入、利用料収入、補助金・助成金などが中心である。

③連携への問題点

自治会および市民活動団体は、いずれも公共的な目的のために自主的に設立された団体であるが、それぞれの歴史、組織基盤や構成人員、活動範囲、さらに財政面でも相違点が多く、相互の連携はほとんど行われていないのが現状である。

④よりよい連携に向けて

相互の組織、事業、対象が異なるため、連携が不十分である現状を踏まえ、その改善を推進することが必要であろう。地域で公共的目的で活動している点は共通しているため、交流を図ることが重要である。情報を発信し、それを踏まえて情報交換を行い、団体の存在および事業内容について理解を深めることが、なによりも求められる。そして、相互に交流や事業の支援を図ることで、成果の向上が期待される。

(b) スクールボランティアの経験から

①連携の状況

実際に参加した経験から、連携の成功例として、「小中学校スクールボランティア」制度があげられる。

平成 18 年度から始まったスクールボランティア制度は、主に学区内の住民の協力を得て、年々活発になってきている。この制度の大きな利点として、市民活動が「小中学校区」という管理運営しやすい地域単位の中で、着実に無理なく行われているという点が指摘できる。

現在、スクールボランティアコーディネーターの呼びかけに応じて、学区の住民が、学習、登下校時パトロール、清掃、クラブ活動、課外活動、サマースクールなど、さまざまな形で支援を実施している。こうしたボランティアに参加することは、自分に最も身近な小中学校の存在を意識させるきっかけにもなっている。実際に参加したスクールボランティアには、以下のようなものがある。

- ・ 2007 年 6 月の 2 回：鴨宮中学校 2 年生の英語の授業に参加
- ・ 2008 年 7 月～8 月の 5 回：矢作小学校サマースクール「英語であそぼ」に参加
- ・ 2008 年 10 月の 3 回：鴨宮中学校 3 年生の英語の授業に参加

②連携の問題点

市民活動を呼びかける側の目的や趣旨が明確でないと、受け入れ側との間にズレが生じる。「ただ参加してくれ」というような安易なよびかけでは、効果がないと考えられる。

③よりよい連携に向けて

各小中学校のコーディネーターは、定期的実践研修会を開催し、活動成果を互いに発

表検討しあう場を設けている。さらにその結果は、地域の回覧板などを通じて住民に公開されている。

隣人関係が希薄になってしまった現在、「スクールボランティア制度担当部署」をより充実させて、生徒や保護者、学区住民に対して啓発活動を進めながら、住民との連携を図っていくことが望まれる。

(c) 学校教育と市民活動団体との連携：スクールボランティアの経験から

①連携の状況

子どもたちをよりよく育てていくために、学校・保護者・地域の連携はたいへん重要である。学校がその連携の拠点となり、さまざまな人々の関わりを積極的に取り入れて、豊かな学びの場にしていくことが求められている。

このような考え方にもとづいて、小田原市では平成 18 年度から、全校でスクールボランティア活動が展開されるようになってきた。スクールボランティアとは、授業や行事等のさまざまな教育活動や学校の環境整備に関わってもらう人たちのことで、現在その多くが保護者であるが、地域の方々や市民活動団体、公的機関、企業の方々もその対象として考えられる。スクールボランティアと学校を繋ぐ役割を果たしているのが、各学校のコーディネーターで、元 P T A 役員や元保護者の方が多く、学校・保護者双方に連絡をとりつつ調整を行っている。

平成 20 年度の状況は、市内小中学校 37 校の合計で、スクールボランティアの登録者が保護者延べ 4700 名（学習ボランティア 1900 名、図書ボランティアの 230 名、環境ボランティア 1900 名、安全ボランティア 340 名、その他 1100 名）、保護者以外 1700 名で、活動実数は総計 1 万 4500 名と報告されている。

スクールボランティア活動の中で、市民活動団体は、ほとんどの小学校で本の読み聞かせを定期的に行っているほか、多くの学校で総合的な学習時間等に地域の伝統的な芸能の披露、環境学習を推進、農作業等の体験など多様な形で関わっている。

②連携の問題点

スクールボランティア活動は多くは保護者が中心で、市民活動団体との関わりは十分とはいえない。その原因として、スクールボランティア活動自体が十分浸透していないこと、市民活動の認知度が低いこと、市民活動団体の思いと学校のニーズをすり合わせることに時間的制約もあり、難しいこと等があげられる。

③よりよい連携に向けて

学校は、スクールボランティア活動の継続・定着・拡大を望んでおり、市民活動団体とは可能な限り様々な分野で交流・連携を図りたいと考えている。

まず、そのためには、学校が市民活動団体について情報を得ることが必要である。具体的には、各学校のスクールボランティアコーディネーターを通して地域の市民活動情報を

得たり、小田原市が発行している情報誌「自分時間手帖」等を通して情報を得たりすることが有効であろう。

その上で、協力関係を結ぶ市民活動団体とできるだけ綿密な打合せを行い、団体と学校の意味疎通を図っていく必要がある。学校の教育課程は安易に変更できるものではないことから、市民活動団体の柔軟な対応に期待する部分が少なくない。

(d) 「ふれあいサロン」での経験から

①「ふれあいサロン」の実施

小田原市においては、介護予防、生きがい活動支援および社会的孤立感の解消などを目的として、誰もが気軽に立ち寄り、世間話しなどをして過ごすという身近な地域での交流・仲間づくりの場として「サロン活動」が行われている。これは、小田原市社会福祉協議会が平成19年度の事業として地区社会福祉協議会とともに計画したものである。

地域によっては、「ふれあいサロン」と称して自治会単位の公民館・集会所などを拠点として、年に数回希望者が集まり、お茶を飲みながら、おしゃべりしたり、地域包括センターの方のお話を聞いたり、音楽の演奏を楽しんだりするなどの行事を実施している。運営には、自治会の役員、民生委員、地域のボランティア会などが関わり、会費は100円程度である。

②現状では不十分な連携

このような「ふれあいサロン」は、実際には地区社協が実施の単位になっているため、伝統的な地域活動団体との共通点が少なくない。しかし、市民活動団体との連携は、現状では不十分である。市内で活動している地域活動団体も市民活動団体も、ともに「住民生活の向上」という目標では一致しているはずである。だが、相互の情報交流の場が整っていないこと、「ふれあいサロン」の場合には活動の場が特定地域に限定されていることなどにより、連携を行うまでには至っていない。

高齢社会の到来により、高齢者の健康・福祉・生きがいなどの向上について考えるためには、両者の連携が必要であると考えられる。

③連携に向けて

連携に向けて重要なことは、地区社協が中心で実施している「ふれあいサロン」の運営について、市民活動団体にも加わってもらうことである。そして行政には、運営の際に必要な場所の提供、連携が軌道に乗るまでのサポートを求めたい。いずれは、地域の高齢者が中心となり、自ら生きがいを発見できる場として定着することが望ましい。その結果として、多少なりとも医療費の抑制や介護問題の改善にも寄与することになるだろう。

地域で活動している市民には、市民活動団体の存在自体あまり知られていない。その活動内容やボランティアコーディネーターの存在を積極的にアピールしていくことが重要である。高齢者にとっては、遠距離の移動が困難であることが多いため、各地域

内に交流の場をつくり、地域活動団体と市民活動団体が積極的に連携して、楽しいふれあいの場ができることを願うものである。

(e) 地域活動・市民活動団体と商工会議所活動

①商工会議所の位置づけ

商工会議所法の定めるところにより、商工会議所は原則として「市」ごとに設置され、重複設置が認められていない。したがって、商工会議所も地域活動団体の一つという位置づけになる。その視点から商工会議所と自治会（地域活動団体）および市民活動団体との連携について記述する。

②連携の現状・必要性

1)自治会と商工会議所の連携

両者は、分野が異なるものの市域を活動基盤とする団体であることから、相互の連携が必要であると考えている。そこで、商工会議所の計画づくりやその運営にあたって、地域の代表として自治会総連合の代表の方に参加いただいている。

具体的には、過去にはTMO推進会議が、今は中心市街地活性化協議会などがある。また、国際医療福祉大学の誘致、「旧吉田邸」の保存・活用、新幹線「ひかり号」の小田原駅停車本数の拡大、全国植樹祭の県西地域誘致など、共通する地域課題については、自治会総連合会と協働して要望活動を行っている。さらに、中心市街地活性化の住民アンケートの実施にあたっては、自治会総連合に協力を得ることができ、255の自治会を通じて配付し、その結果報告を行うことができた。

自治会総連合の方々とは、様々な場で同席することが多く、（たとえば、この市民活動推進委員会もその1つである）意思疎通はできていると考えている。

2)市民活動団体と商工会議所の連携

前記1)の会議などに、市民として消費生活アドバイザーや消費生活の会のメンバーの参加を得ているが、商工会議所は経済団体であり、直接的には、一般の市民活動団体との深い関わりはない。

なお、まちづくりに関する市民活動団体などとは、協働・支援関係にある。たとえば、「まちあるき検定」は、協議会を組織して実施しているが、市民活動団体がノウハウなどを提供し、商工会議所も協議会メンバーとして全面的に協力している。また、主に経済活動の分野になるが、「ジャンプ小田原」という制度を作り、市民活動も含め、小田原を元気にする様々な活動を支援している。

③連携の問題点

現状において、商工会議所としては、連携に関する問題点は特にないと考えている。

④よりよい連携に向けて

以下、商工会議所と地域活動・市民活動団体との連携ということではなく、一般論とし

て連携に向けての課題を記述する。

結論として、地域活動と市民活動団体とは、必ずしも連携しなければならないとは考えていない。それぞれ性格を異にする別個の活動であるから、市民活動が地域活動の力を必要とする場合に、また、地域活動が市民活動の力を必要とする場合にお互いが（対応が可能であれば）対応できるようにしておけばよいと考えている。そのためには、両者にはどのような団体があり、どのような人たちがいて、どのような活動をしているのか、自らの活動の力になってもらう可能性としてはどのようなものがあるのかなどを把握しておき、機会があれば相互理解、顔つなぎなどをしてあげればよいのではないかと考える。

いずれにしても、双方とも自主的に設立された団体である。上下関係にあるわけでもなく、相互に協力しなければならない義務関係、あるいは協力させる権利関係にあるわけでもないので、「win.win 関係」を築く環境を整えればよいと考える。

（f）企業としての地域活動

①連携の現状

地域の経済を担う金融企業として、未来を担う児童・生徒を対象に、2006年10月から「金融経済教育の特色ある授業」を開始している。この授業の目的は、現代社会を強く生き抜く力を養うとともに、学校関係機関との連携を深めることで、相互の信頼関係を構築し、地域社会に貢献することである。

小田原市教育委員会を通じて、小田原市内の小・中学校37校に対してチラシの配布を行った。しかし、2009年5月現在、正式な授業の場としての依頼は1件もない状況である。（ただ、社会見学については、例年数校から依頼があり、受け入れを行っている。）

②連携の問題点

教育現場との連携については時間的制約が大きい。また、金融経済教育を「教育課程」に組み入れることについては、制度的な制約があり困難な状況である。

③よりよい連携に向けて

現状では、企業の地域活動を定着させることは困難である。しかし、関係機関と連携を取りながら、情報交換を積極的に行い、前向きに取り組んで行きたいと考えている。

（g）行政・地域活動・市民活動団体－三者の連携

①連携の現状

現在、市内の各地域においては、自治会を始めとして、民生委員、児童委員、地区社会福祉協議会、子ども会などの活動団体が地域の諸課題に取り組んでいる。特に自治会は、住民の自治組織であると同時に、行政のパートナーとして、行政文書の回覧・各戸配付、ポスター等の掲示、各種調査等行政事務の一翼を担い、円滑な行政運営を進めていく上で様々な場面で参加、協力し、欠かすことのできない存在となっている。

一方、NPO、NGO等の市民活動団体は、参加する構成員の「自主性」と団体の「自立性」によって真価が発揮される。目的や活動内容、団体の規模も様々であり、活動範囲も一部の地域に限定されているものから広域的なものまで様々である。現状では、市民に市民活動自体が十分浸透していないこと、あるいは市民活動に対する認知度が低いことが課題である。また、十分に組織化されていない小規模な団体や、新規加入者が少ないために会員の高齢化が進行して活動が停滞している団体もある。行政との関わりは必ずしも活発とはいえないが、活動内容の先駆性、専門性があることから、行政と協働で事業を行っている団体もある。

②連携の問題点

地域活動団体と市民活動団体は、それぞれが同じような目的で活動をしているケースが見受けられるが、相互に情報交換や情報の共有化の必要性を実感していないように見受けられる。

地域活動団体は地域に密着した長い歴史から活動内容自体が広く知られているが、市民活動団体は内容や目的が十分市民全体に浸透していないと考えられる。

③よりよい連携に向けて

少子化、高齢化が急速に進行していく状況において、地域の問題を地域で解決していくためには、地域活動団体と市民活動団体との連携はたいへん重要である。地域を拠点として地域活動団体、市民活動団体、行政の三者が連携を緊密にし、希薄化しつつある「人と人のつながり」を取り戻す必要がある。

そのためには、“お互いの顔が見える”連携を図り、情報を共有化し、意思疎通を図る必要があると考える。

3 施策等の提案

(1) 市民活動に対する理解の向上

(a) 市民活動の必要性と理解の現状

時代背景の変化とともに、行政を取り巻く社会環境も変動が著しい。少子高齢化、高度情報化、国際化などの進展により、地域の課題、行政に対するニーズも多様化、個別化、複雑化してきている。また、地方分権が進められ、今まで国や県が行っていたものを市がより地域の実状にあったかたちで運営することが期待されている。しかし、行政の公平・平等を原則とする画一的なサービスだけでは、これらの変化すべてに対応していくことは困難である。

市町村より狭域的な地域に目を向ければ、地域自治組織やNPO、ボランティア団体の活動が活発化しており、こうした市民セクターと行政が協働し、ともに地域を支えていく

ことが必要である。そのためには、より多くの市民が自発的に活動し、市民が主役となるまちづくりを進めていくことが求められる。また、市民活動は、活動の理念と市民ニーズが一致すれば先駆的・実験的にサービスに取り組むことができ、社会的に必要なきめ細かなサービスを提供していくことができる新しい力として期待される。高齢化社会、団塊の世代が定年を迎える中、退職後の生きがいや仲間づくり、地域社会の関わりなど地域の活性化にもつながる。まず、市民活動を重要なものとして位置づけることが重要である。

このように、市民活動の重要性については論を待たないが、しかし同時に、残念ながらそれらの地道な活動が市民には十分理解されていないことを認識しなければならない。活動場所の限定、限られたメンバーのみによる活動、行政によるサポートの不十分さなどの要因によって、市民の目に触れることが少ないことが課題である。より具体的にいえば、市民活動は、活動内容や拠点も様々であるが、組織内の活動が中心であるため、他の団体や地域団体、一般市民、行政との交流や情報交換の機会が少なく、そのため、存在や活動の認知度が低いと思われる。また、教育や生活の場面での市民活動に触れる、体験する機会の少なさも要因となっている。

(b) 市民活動に対する理解の向上策

市民活動の認知度を向上させるには、活動の目的、成果を積極的に発信し、組織の存在をPRするとともに、他の市民団体や地域団体等と情報交換や交流事業を通じ相互理解と協力を推進することが必要である。

行政としても、市民活動の重要性を広く市民へ周知・啓発を図り、常に情報発信していくことが重要である。

具体的な主要方策としては、以下の諸点が考えられよう。

○行政による取り組み

- ・活字媒体（「広報小田原」など）による活動および活動団体の紹介
- ・市民活動を紹介するホームページの充実・強化
- ・市民活動団体との協働の多様化

○市民活動団体による取り組み

- ・市民活動団体自体による活動の積極的なPR
- ・様々なイベントへの積極的な参加
- ・地域団体との積極的な交流

○市民活動をサポートする団体による取り組み

- ・市民活動サポートセンターの存在自体のPR
- ・市民活動サポートセンターの利用促進策の考案
- ・市民活動サポートセンターの事業の拡充

いずれにしても、市民活動の活性化は市民生活の向上に直結することを市民が認識する

ような方策が必要である。また、「小田原市市民活動応援補助金」は相応の成果を残しているといえるが、その成果が市民に十分周知されているとはいえない。成果報告の方法などを含め、この制度を発展させていく方策が求められよう。

(2) 地域団体と市民活動団体の連携

(a) 連携の現状・必要性

地域団体と市民活動団体は、ともに自主的に設立された団体であり、設立の目的、活動範囲が異なることから、相互の交流は十分なされていない状況である。しかしながら、市民活動団体の事業、活動は最終的に自治会をはじめとする地域活動団体が目的として掲げている「住民の生活や環境、福祉の向上」等につながっていることから、両者の接点を見出し、連携を図ることは必要であると考えられる。

(b) 連携の問題点

地域団体は、地域を単位に（地域割りで）市内全域に組織されており、活動内容も、市民生活の安全、福祉の増進、環境、防災、防犯青少年対策等組織間の連携、行政との協働など広範囲にわたり、当該地域全体を対象に活動している。

一方、市民活動団体は、地域という領域に関係なく、特定の目的達成のため分野別に、かつ自主的に組織され活動している。団体の規模についても、比較的小規模な任意団体から多くの会員を擁する法人まで多様である。そして、市民活動団体間の連携も一部を除いてほとんど行われていない。この点、秦野市における「はだの市民活動団体連絡協議会」（れんきょう）の活動は参考となる。この協議会は2001年9月に市民活動団体が主体となって設立されたもので、団体の相互交流が積極的に行われている。そして、この協議会の事務局を市が担当することで、行政としてのサポートを行っている。

(c) よりよい連携に向けて

相互に連携を図っていくためには様々な方策が必要であり、短期で効果が現れるものばかりではない。以下、上述の「理解の向上」と重複する部分があるが、主な連携に向けての提案を述べることにしたい。

① 人的ネットワークの形成と団体間ネットワーク

市民活動団体は、多くの場合その設立時において中心人物が存在する。その人物の活動目的に共感した人たちが集まってくる。人的なつながりの中で活動が活性化している。しかし、類似した活動領域であっても団体間の連携は十分ではないし、まして地域活動との連携にはさらに課題がある。活動領域や地域の重複、同一イベントへの参加などを契機として、段階的に人的ネットワークを構築していくことが重要である。

このことは、市民活動を充実・発展させるとともに、活動に携わる市民個人を人間的に成長させる契機となる。各種の活動を通じた「ひと」と「ひと」の関係の形成は、より多様で魅力的なまちづくりへと発展していくと考えられる。そして、人的ネットワークの形成は団体間ネットワークへと発展する。

②「交流の場」の提供

サポートセンターでは、登録団体のジャンルごとに交流事業として「わくわく交流会」を実施している。ジャンルが同じであっても、存外交流がなく、どのような活動をしているのか相互に理解していない。交流の場を設定することでお互いの“顔”が見えてくる。これを契機として団体相互に交流を始め、情報交換や協力などを積極的に行い、発展して新たな団体を設立する例もある。

市内の各地域においても、環境や防犯、子ども会等活動団体がある。これら地域の活動団体と同じジャンルの市民活動団体との交流の場を提供し、相互に必要な性、協力可能な事項を見出し、情報提供や情報交換、事業の支援等を通して相互理解のもとに連携することにより、市民活動の活動内容や目的、成果を認識することができる。現状では、地域団体の場合、活動が特定地域に限定されていることが多いため、他の地域や市民活動団体への情報発信について十分な認識がなかったともいえる。市においては、市民活動団体とともに地域団体の情報発信についても考慮した施策が必要である。

おわりに

第3期小田原市市民活動推進委員会では、上述したように、「市民活動に対する理解の向上」および「地域団体と市民活動団体との連携」を推進するための方策について議論を重ねてきた。報告書の検討においては、各委員がそれぞれ市民活動の現場で得た知見を取り入れつつ、委員会全体としての集約を行った。（当初の執筆分担は、次頁の通りである。）

両テーマとも、一朝一夕で解決できる課題ではない。市民活動団体、地域団体、行政、そして市民が当面する課題を認識することが、何よりも必要である。それと同時に、それぞれの役割を認識することも重要である。

今回検討したテーマは、小田原市において検討されるべき市民活動をめぐる諸課題の一部であるが、議論の契機となれば幸いである。また、市民活動推進委員会は3期を終えることになるが、過去の委員会での提言、政策提案などについての検証も必要であろう。また、「小田原市市民活動応援補助金」も発足以来5年が経過した。その成果は小さくないが、この制度をよりよいものとして発展させていくための検討も必要であろう。

現在、全国的に「自治力」、「地域力」などが話題になっている。その大きな担い手が市民活動であることは論を待たない。小田原市独自の「市民活動モデル」が構築されることを祈りつつ、第3期委員会報告書のまとめとしたい。

○当初の執筆分担

本報告書の作成にあたっては、当初は各委員が分担して執筆を行い、委員会で検討して全体の取りまとめを行った。当初の執筆分担は以下の通りである。

はじめに（前田委員長）

1 市民活動を取り巻く動向と小田原市の状況（前田委員長）

2 市民活動の現場から

（1）多様な現場からの問題提起（前田委員長）

（2）市民活動に対する理解の向上

（a）市民の立場から（1）（河口委員）

（b）市民の立場から（2）：サポセン祭りに参加して（中島委員）

（c）市民の立場から（3）（島田委員）

（d）勤労者の立場から：「知る」から「やってみる」へ（石松委員）

（e）事業者としての経験から（横溝委員）

（3）地域団体と市民活動団体との連携

（a）自治会活動での体験をふまえて（石川委員）

（b）スクールボランティアの経験から（岩城副委員長）

（c）学校教育と市民活動団体との連携：スクールボランティアの経験から（椎野委員）

（d）「ふれあいサロン」での経験から（奥津委員）

（e）地域活動・市民活動団体と商工会議所活動（畠山委員）

（f）企業としての地域活動（横溝委員）

（g）行政・地域活動・市民活動団体－三者の連携（古澤委員）

3 施策等の提案（前田委員長）

おわりに（前田委員長）

—— 資 料 編 ——

■市民活動サポートセンター登録団体の推移■

(各年度末の団体数)

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
272団体	292団体	307団体	345団体	359団体	370団体

■市民活動サポートセンター登録団体の分野別団体数 上位5分野■

1.社会教育の推進を図る活動	76団体	20.5%
2.保健、医療又は福祉の増進を図る活動	70団体	18.9%
3.学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	55団体	14.9%
4.子どもの健全育成を図る活動	46団体	12.4%
5.環境の保全を図る活動	45団体	12.2%

(登録団体総数 370団体)

■小田原市民活動応援補助金応募・交付実績■

	応募件数			交付件数等			
	スタート	ステップ	計	スタート	ステップ	計	金額
H16年度	15件	29件	44件	7件	9件	16件	2,391千円
H17年度	16件	14件	30件	8件	9件	17件	2,313千円
H18年度	11件	18件	29件	8件	8件	16件	1,949千円
H19年度	8件	11件	19件	2件	5件	7件	1,017千円
H20年度	10件	9件	19件	7件	6件	13件	1,744千円

(注)「スタート」… スタートアップコース 「ステップ」… ステップアップコース

■ 審議の経過 ■

回数	開催年月日	会議内容
第1回	2007（平成19）年 8月31日	辞令交付 小田原市の市民活動に関する取組みについて 今後の進め方について
第2回	10月23日	調査・研究テーマについて検討 平成20年度市民活動応援補助金の募集等について
第3回	2008（平成20）年 2月27日	調査・研究テーマについて検討 市民活動応援補助金第一次審査
第4回	3月15日	調査・研究テーマについて検討 市民活動応援補助金公開プレゼンテーション及び第二次 審査
第5回	6月5日	市民活動に対する理解の向上について 地域団体と市民活動団体との連携について
第6回	8月28日	市長講話・意見交換 報告書案について検討
第7回	10月29日	報告書案について検討
第8回	2009（平成21）年 2月17日	報告書案について検討 市民活動応援補助金第一次審査
第9回	3月14日	報告書案について検討 市民活動応援補助金公開プレゼンテーション及び第二次 審査
第10回	6月4日	報告書案について検討
—	7月9日	市長に報告書を提出

■小田原市市民活動推進委員会■

(2007年7月1日から2009年6月30日まで)

委員長 前田 成東 (東海大学教授)
副委員長 岩城 葉子 (市民活動経験者)
委員 石川 信雄 (小田原市自治会総連合)
石松 幸 (株式会社日立製作所)
奥津 美子 (市民活動経験者)
河口 浚 (公募市民)
椎野 美乃 (小田原市立白山中学校長 2009年3月31日まで
足柄下教育事務所長 2009年4月1日から)
島田 文子 (公募市民)
一寸木 吉久 (市民部長) (2008年3月31日まで)
中島 良子 (公募市民)
畠山 康 (小田原箱根商工会議所)
古澤 英雄 (市民部長) (2008年4月1日から)
横溝 優 (さがみ信用金庫)

(役職別五十音順)